

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、奈良市、御所市及び生駒市における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和七年十二月九日

奈良県知事 山 下 真

一 調査を行つた者の名称

奈良市
御所市
生駒市

二 調査を行つた期間

奈良市 平成二十四年四月一日から平成二十九年三月二十一日まで
奈良市 令和四年四月一日から令和六年十二月十九日まで
御所市 令和二年四月一日から令和六年三月十三日まで
生駒市 令和五年四月一日から令和六年八月五日まで

三 成果の名称

奈良市都祁小山戸町の一部地区（二〇一二二九二〇一〇三）の地籍図及び地籍簿
奈良市学園北一丁目地区の地籍図及び地籍簿
奈良市登美ヶ丘一丁目地区の地籍図及び地籍簿
御所市高天②-1-3の地籍図及び地籍簿

生駒市東菜畠一丁目、東生駒一丁目地区の地籍図及び地籍簿
四 調査を行つた地域

奈良市都祁小山戸町の一部の地域
奈良市学園北一丁目の地域
奈良市登美ヶ丘一丁目の地域
御所市大字高天の一部の地域
生駒市東菜畠一丁目及び東生駒一丁目の各一部の地域
五 認証年月日
令和七年十一月十八日